

第七十一回 参議院議院運営委員会 會議録第三十一号

昭和四十八年八月三十一日(金曜日)

午前九時四十分開会

委員の異動

八月二十九日 辞任 堀田 大願君 補欠選任 渡辺 武君
八月三十日 辞任 田淵 哲也君 補欠選任 中村 利次君
八月三十一日 辞任 渡辺 武君 補欠選任 香脱タケ子君

出席者は左のとおり。

委員長 植木 光教君
理事 榎垣徳太郎君
宮崎 正雄君
安田 隆明君
山崎 昇君
峯山 昭雄君

委員

柴立 芳文君
嶋崎 均君
高橋雄之助君
棚田 四郎君
橋本 繁蔵君
中村 利次君
香脱タケ子君

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三三君

事務局側

事務総長 岸田 實君
事務次長 植木 正張君
議事部長 鈴木 源三君
委員部長 川上 路夫君
記録部長 西村 健一君
警務部長 江上七夫君
庶務部長 上野山正輝君
管理部長 前川 清君
渉外部長 武田 實君
法制局長 今枝 常男君

本日の会議に付した案件

○国会職員法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○委員派遣承認要求の取り扱いに関する件

○委員長(植木光教君) 議院運営委員会を開会いたします。

○国会職員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(岸田實君) ただいま議題となりました国会職員法等の一部を改正する法律案につきまして、便宜私から御説明申し上げます。

本案は、さきに成立いたしました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律に付随して、国会職員法及び国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、国会職員及び国会議員の秘書並びにこれらの者の遺族は、従来の公務上の災害に対する補償等に加えて、通勤による災害につきましても補償等を受けることとするものであります。施行期日につきましては、労働者災害補償保険

法の一部を改正する法律の施行の日から施行し、同日以後に発生した事故に起因するものについて適用することといたしております。

○委員長(植木光教君) 別に御発言もなければ、直ちに採決を行ないます。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(植木光教君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(植木光教君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(植木光教君) 次に、委員派遣承認要求の取り扱いに関する件を議題といたします。

委員部長の報告を求めます。

○委員部長(川上路夫君) 昨八月三十日、運輸委員長から、委員派遣承認要求書が提出されました。

派遣の目的は、武蔵野線の輸送状況の現地調査を行なうため。

派遣委員は、江藤智君、木村睦男君、小柳勇君、高橋邦雄君、瀬谷英行君、森中守義君、木島則夫君。

派遣地は、埼玉県。

派遣期間は、九月五日一日間。

費用は、概算六万円。

以上でございます。

○委員長(植木光教君) 本件につきましては、ただいま委員部長報告のとおり、これを承認することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(植木光教君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前九時四十三分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

八月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

予備審査のための付託は八月二十四日

一、国会職員法等の一部を改正する法律案

国会職員法等の一部を改正する法律案

国会職員法等の一部を改正する法律案

第一条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

〔国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正〕

第二条 国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の三中「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

附則

1 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会職員法第二十六條の二の規定及び第二条の規定による改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第五條の三の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。

第三十号中正誤

改正
第一二三 第六十回 第六十一回